

旧芦ヶ久保小学校 利用申請及び利用許可書

申 込 日	平成 年 月 日	印
申込者・団体名		
連 絡 先	〒 ー	
	電 話 :	FAX :
	E-mail :	
現 場 責 任 者	携帯電話 :	

旧芦ヶ久保小学校施設を次のとおり利用したいので申し込みます。

利 用 日 時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで
利 用 目 的 等	
利 用 人 数	名
車 両 数	台 (特殊車両 : 台)
利 用 施 設	☐ 全校舎貸切 ☐ 校長室 ☐ 職員室 ☐ 家庭科室 (和室)
利 用 備 品 等	
保 険 加 入 状 況	☐ 加入 ☐ 未加入 内容 :
火 気 等 の 使 用	☐ なし ☐ あり 内容 :
大 き な 音 の 発 生	☐ なし ☐ あり 内容 :
添 付 書 類	☐ 事業企画書等 ☐ イベント保険証書等の写し ☐ その他 内容 :

- ☐ 利用を承認しない。
- ☐ 下記事項を遵守するほか、上記内容を変更または条件を附して、利用を承認する。
- ☐ 賃貸借料は免除とする。

平成 年 月 日

埼玉県秩父郡横瀬町長 富田 能成 印

- 施設等の利用にあたり、賃貸借料が発生する場合は、別添納付書に基づき納期限までに納付すること。
- 施設は老朽化しており、耐震性も確保されていないため、激しいスポーツ等、施設への負担が大きい利用はしないこと。
- 施設の第三者への転貸、施設及び敷地内の物品等を敷地外へ持ち出すことは禁止とする。
- 現場責任者は、事故・トラブルがないよう安全対策には万全を期すること。
また、万一事故等が発生した場合は、直ちにしかるべき措置を講ずるとともに、管理人へ連絡すること。
- 騒音や夜間照明など周辺住民への影響が予想される場合には、事前に協議のうえ、その指示に従うこと。
- 使用後は施設等の原状回復及び清掃を行うこと。また、利用者の瑕疵により施設などに破損が生じた場合、その損害の賠償や修復は利用者が責任を持つこと。
- その他、町の指示に従うとともに、社会通念上の範囲内で賃貸借を行うこと。
- 上記の各項目などに違反したときは、いつでも賃貸借の許可を取り消し、施設の返還を請求できる。